

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項												
堺東高等学校	管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張が取り消されなかったものがあった。 また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。 <table><tr><th rowspan="2">職員</th><th rowspan="2">出張日</th><th colspan="2">システム入力日</th><th rowspan="2">過誤払旅費額</th></tr><tr><th>当初入力日</th><th>重複入力日</th></tr><tr><td>A</td><td>令和5年12月22日</td><td>令和5年12月21日</td><td>令和6年1月4日</td><td>480円</td></tr></table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和5年12月22日	令和5年12月21日	令和6年1月4日	480円	検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額							
		当初入力日	重複入力日											
A	令和5年12月22日	令和5年12月21日	令和6年1月4日	480円										
措置の内容														
過誤払となっていた旅費については、戻入の手続を行い、本人により既に返還済み。 検出事項の原因については、申請者が当初入力したことを失念して重複入力したことと、承認者、旅費支給事務担当者の確認不足により重複入力を見落としたことにある。 再発防止に向けて、関係職員において本事案を共有し、旅費事務の適正な執行についての注意喚起を行った。 また、承認者による承認時及び旅費支給事務担当者による旅費支給時に重複登録がないかを意識して確認を行うとともに、決裁の際は、複数人で旅費明細内訳書の確認を徹底し、法令等に基づき適正な事務処理を行っていく。														

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和７年１月21日）